本資料のうち、枠囲みの内容は商業 機密の観点から公開できません。

※なお、本資料は抜粋版のため公開 できない箇所はありません。

女川原子力発電所第	2号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-B-01-0036_改 2
提出年月日	2021年11月11日

VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書 「本文(五号)」との整合性

2021年11月

東北電力株式会社

目 次

		頁
1.	概要	1
2.	基本方針 ·····	1
3.	記載の基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4.	発電用原子炉の設置の許可との整合性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
\exists	五 発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備	
	イ 発電用原子炉施設の位置	
	(1) 敷地の面積及び形状	√ −1
	(2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1-8
ſ	ロ 発電用原子炉施設の一般構造	
- 1	(1) 耐震構造	p-1
L	(i) 設計基準対象施設の耐震設計	
	(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	
	(2) 耐津波構造	p-63
	(i) 設計基準対象施設の耐津波設計	
	(ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計	
	(3) その他の主要な構造	p-87
	(i) a. 設計基準対象施設	
	b. 重大事故等対処施設	
	lack lack	

ロ(1)(i)設計基準対象施設の耐震設計のうち,以下の修正箇所を抜粋

- ・基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許容限界に関する修正箇所 ロ-26,54
- ・主要施設への地下水の影響(地下水位低下設備)に関する修正箇所 ロ-33, 61, 62

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。			
	(e) 屋外重要土木構造物	へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止			
		設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設			
		計基準拡張) (当該設備が属する耐震重要度分類が S ク			
		ラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)			
		が設置される重大事故等対処施設の土木構造物			
	i. 静的地震力との組合せに対する許容限界	(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界			
	安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力			
	許容限界とする。	度を許容限界とする。			
	ii. 基準地震動S s による地震力との組合せに対する許容				
	限界	許容限界			
	構造部材の曲げについては限界層間変形角、許容応力度				
	等,構造部材のせん断についてはせん断耐力,許容応力度	み、降伏曲げモーメント又は許容応力度、構造部材のせん			
	等に対して、妥当な安全余裕を持たせることとする。 3次	断についてはせん断耐力、許容応力度又は限界せん断ひず			
	元静的材料非線形解析により評価を行うもの等、ひずみを	み <mark>を許容限界とする。</mark>			
	許容値とする場合は、構造物の要求機能に応じた許容値に	なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメン			
	対し妥当な安全余裕を持たせることとする。	ト及びせん断耐力, 限界せん断ひずみの許容限界に対して			
	(f) その他の土木構造物	は妥当な安全余裕を持たせることとし, それぞれの安全余			
		裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。			
		ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止			
		設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防			
		止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度			
		分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大			
		事故等対処施設の土木構造物			
	安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力			
	許容限界とする。	度を許容限界とする。			
	b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)	(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)			
	(a) Sクラスの機器・配管系	イ. Sクラスの機器・配管系			
	i. 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力と	(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震			
	の組合せに対する許容限界	力との組合せに対する許容限界			
	応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとす	応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとす			
	る(評価項目は応力等)。	る (評価項目は応力等)。			
	ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ	ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ			
	(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備, 非常用炉心	(原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等			
	冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対	における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下			
	しては, 下記 ii. に示す許容限界を適用する。	記イ.(ロ)に示す許容限界を適用する。			
	ii. 基準地震動S s による地震力との組合せに対する許容	(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		状化に伴う地中埋設構造物の浮上りに対して、アクセスル			
		ートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定			
		期間確保するとともに、アクセスルートの通行性に影響を			
		与える場合は対策を講ずる設計とする。			
		地下水位低下設備で汲み上げた地下水は、地表面を通じ			
		て屋外排水路のうち敷地の北側・南側に設置される幹線排			
		水路(北側幹線排水路,南側幹線排水路)の流末部へ流れ,			
		海へ排水される。敷地側から海への排水経路として,屋外			
		排水路のうち北側幹線排水路の流末部となる敷地側集水			
		ピット(北側),北側排水路(防潮堤横断部),出口側集			
		水ピット(北側)と、南側幹線排水路の流末部となる敷地			
		側集水ピット(南側),南側排水路(防潮堤横断部),出			
		口側集水ピット(南側)について基準地震動Ssに対し機能維持する設計とする。			
		配維持9 の試計と9 る。			
h. 炉心内のp(1)(i)h①燃料被覆材(燃料被覆管)の	 (13) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機	 (b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)	設計及び工事の計画の		
放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり	能については、以下のとおり設計する。	水. 燃料被覆管	p(1)(i)h①は,設置		
設計する。		炉心内の (1)(i)h①燃料被覆管の放射性物質の閉じ	変更許可申請書(本文		
		込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。	(五号))のp(1)(i)h.		
			-①と同義であり整合		
			している。		
弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震力	弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力の	(イ) <u>弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震</u>	設計及び工事の計画の		
(1)(i)h②のいずれか大きい方の地震力に対して, 炉心	いずれか大きい方の地震力に対して,炉心内の燃料被覆管	<u>力</u> □(1)(i)h②との組合せに対する許容限界	p(1)(i)h②は,設置		
内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にと	の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設	応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとす	変更許可申請書(本文		
どまるように設計する。	<u>計する。</u>	<u>3.</u>	(五号)) の p(1)(i)h.		
			-②と同義であり整合		
			している。		
基準地震動Ssによる地震力□(1)(i)h③に対して,	<u>基準地震動Ssによる地震力に対して、放射性物質の閉</u>	(ロ) <u>基準地震動Ssによる地震力 (1)(i)h③との組</u>			
放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように	じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。	合せに対する許容限界	p(1)(i)h③は,設置		
<u>設計する。</u>		塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレ			
		ベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射			
		性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。	-③と同義であり整合		
			している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		ホ. 気密性,止水性,遮蔽性,通水機能,貯水機能を考			
		慮する施設			
		構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、通水			
		機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、その機			
		能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。			
	(e) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和	へ. 屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止			
	設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設	設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設			
	備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設	計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が S ク			
	重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事	ラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)			
	故等対処施設の土木構造物	が設置される重大事故等対処施設の土木構造物			
	「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限	(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界			
	界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動Ssによる地	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力			
	震力との組合せに対する許容限界を適用する。	度を許容限界とする。			
		(ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する			
		許容限界			
		構造部材の曲げについては限界層間変形角, 限界ひず			
		み、降伏曲げモーメント又は許容応力度、構造部材のせん			
		断についてはせん断耐力、許容応力度又は限界せん断ひず			
		み <mark>を許容限界とする。</mark>			
		なお、限界層間変形角、限界ひずみ、降伏曲げモーメン			
		ト及びせん断耐力、限界せん断ひずみの許容限界に対して			
		は妥当な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余			
		裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。			
	(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故	ト. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止			
	防止設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当	設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防			
	該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラ	止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度			
	スのもの) が設置される重大事故等対処施設の土木構造	分類が B クラス又は C クラスのもの) が設置される重大			
	物	事故等対処施設の土木構造物			
	「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限	安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力			
	界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。	度を許容限界とする。			
	b. 機器・配管系	(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)			
	and the same and all a	イ、Sクラスの機器・配管系			
		(イ) 弾性設計用地震動Sdによる地震力又は静的地震			
		力との組合せに対する許容限界			
		応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるものとす			
		る(評価項目は応力等)。			
		ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ			

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		復旧措置に必要な資機材として、原子炉建屋・制御建屋エ		
		リア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての		
		地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、予備品及び可搬ポ		
		ンプ (個数 3, 容量 114m³/h/個 (計 342m³/h)) を搭載した		
		可搬ポンプユニット(個数2)を配備する。		
		予備品は、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に		
		備え,各エリアを1系統復旧できる数量を配備する。		
		Thin 18 2 - 1 1 2 0 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 0 1 1 2 1 2		
		可搬ポンプユニットは、各エリアの排水機能の維持を可		
		能とする配備数とし、高台の堅固な地盤に外部事象を考慮		
		して分散配置する。		
		地下水位低下設備は、保安規定において運転上の制限を		
		設定し、地下水位を一定の範囲に保持できない場合又はそ		
		のおそれがある場合には、可搬ポンプユニットによる水位		
		低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止す		
		3.		
		また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対		
		処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及		
		び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生		
		時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備と		
		して、保安規定に定めた上で、社内規定に定める。		
		地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液		
		状化に伴う地中埋設構造物の浮上りに対して、アクセスル		
		ートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定		
		期間確保するとともに、アクセスルートの通行性に影響を		
		与える場合は対策を講ずる設計とする。		
		地子是萨佐子凯牌·3加 7. 1. 15.2 地子之 2. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14		
		地下水位低下設備で汲み上げた地下水は、地表面を通じて最外地水吸のされ、動地の北側・声側に設置される幹領地		
		て屋外排水路のうち敷地の北側・南側に設置される幹線排 水路(北側幹線排水路,南側幹線排水路)の流末部へ流れ、		
		水路(北側軒棒排水路, 曽側軒棒排水路)の流木部へ流れ, 海へ排水される。敷地側から海への排水経路として, 屋外		
		排水路のうち北側幹線排水路の流末部となる敷地側集水		
		ピット(北側)、北側排水路(防潮堤横断部)、出口側集		
		水ピット(北側)と、南側幹線排水路の流末部となる敷地		
		側集水ピット(南側),南側排水路(防潮堤横断部),出		<u> </u>

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		口側集水ピット (南側) について基準地震動Ssに対し機		
		能維持する設計とする。		
	1.4.2.7 緊急時対策所	(6) 緊急時対策所		
		緊急時対策所については、基準地震動Ssによる地震力		
		に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損な		
	われるおそれがないように設計する。	われるおそれがない設計とする。		
	緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋については、耐			
		震構造とし、基準地震動Ssによる地震力に対して、遮蔽		
		性能を確保する。また、緊急時対策所の居住性を確保する ため、基準地震動Ssによる地震力に対して、緊急時対策		
	め、基準地展劇SSによる地展力に対して、緊急時対東所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。	所の換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保す		
	ジュ矢XIXIMV/IIIIにのV、よりし下刀はX省社を催休する。	別の換気設備の性能とめいまつ(十分な気管性を健体) る。		
	さらに、施設全体の更なる安全性を確保するため、基準			
	地震動Ssによる地震力との組合せに対して、短期許容応	,		
	力度以内に収める設計とする。	力度以内に収める設計とする。		
		なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界に		
		ついては、「2.1.1 (3) 地震力の算定方法 及び「2.1.1		
	荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・			
	配管系のものを適用する。	機器・配管系のものを適用する。		